

(地域主権一括法関連)

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例案の概要について

1 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により都市公園法の一部が改正され、美濃加茂市の都市公園における「都市公園の設置（配置・規模）基準」及び「公園施設の設置基準（建築物の許容建築面積基準）」について、政令（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号））を参酌して条例で定めることとなりました。

2 政令を参酌する基準

- (1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

区分	現行基準
市の区域内 (都市計画区域内)	10.0㎡以上
市街化区域内 (用途地域内)	5.0㎡以上

- (2) 都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

種別	規模
街区公園	0.25ヘクタールを標準
近隣公園	2ヘクタールを標準
地区公園	4ヘクタールを標準
総合公園等	利用目的に応じ機能が十分発揮できる面積
緩衝緑地等	設置目的に応じて機能を十分発揮できる面積

- (3) 公園施設の設置基準（都市公園法第4条・都市公園法施行令第6条）

公園施設の種別		建築面積の割合
建築物		2%
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+10%
	国宝、重要文化財等	+20%
	屋根付き広場、屋根付き屋外劇場	+10%
	仮設公園施設	+2%

3 条例改正の内容

- (1) 都市公園の設置（配置・規模）基準 …… 国の基準のとおり条例化
現行の設置基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり、条例に規定します。
- (2) 公園施設の許容建築面積基準 …… 国の基準のとおり条例化（岐阜県に同じ）
現行の建築面積の割合の基準は、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり、条例に規定します。

4 施行日

平成25年4月1日（予定）

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、<u>美濃加茂市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）</u> 第1条の2 <u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次条から第1条の5までに定めるところによる。</u> <u>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</u> 第1条の3 <u>市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。</u> <u>（市が設置する都市公園の配置及び規模の基準）</u> 第1条の4 <u>市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u> (1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u> (2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u> (3) <u>主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的</u></p>	<p><u>（目的）</u> 第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）<u>第18条の規定に基づき、都市公園の管理につき必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただ

し書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(行為の制限)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 (略)

(行為の制限)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 (略)